

「〇 ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

「■ YELLながさき メールマガジン Vol.174 2022.8.15 配信

「—————

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

\_/\_/\_/\_/ I N D E X \_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/\_/

- ・特 集……『2023 年度長崎ひとり親家庭奨学金(大学入学用)』  
募集のご案内
- ・支 援 情 報……面会交流セミナー「面会交流ってなんだろう？」を  
西彼地区にて開催いたします。
- ・ 8月・9月の予定……YELLながさき定期法律相談
  
- ・ 編 集 後 記……長崎のお盆

■ 特 集—————

◆ 『2023 年度 長崎ひとり親家庭奨学金（大学入学用）』

1. 目的

この「長崎ひとり親家庭奨学金（以下、奨学金）」は、次世代を担う人材の育成を図るため、向学心がありながら経済的理由により、修学上必要な学資金（奨学金）を大学在学の期間、月5万円を支給することで奨学援護を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とします。なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もないことといたします。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

現在、長崎県内に生活の拠点を有するひとり親家庭（児童扶養手当

受給家庭)の高校3年生で、学習及び人物が良好であるにも関わらず、経済的理由で学資の支弁が困難であると認められる者。

但し、2023年4月に学校教育法による長崎県内の国公立のいずれかの全日制の大学に現役で進学することを条件とします。(私立大学への進学は対象外です)

### 3. 応募・選考方法

募集期間：2022年8月1日～2022年11月30日(当日消印有効)

(1) 2023年度 長崎ひとり親家庭奨学金(大学入学用) 願書

※願書は、公益推進協会ホームページ([奨学金 | 公益財団法人公益推進協会 \(kosuikyo.com\)](http://kosuikyo.com))よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 推薦書(担任の先生または学校長の推薦書 指定様式に記入・捺印)

(3) 個人情報の取扱いに関する同意書(指定様式に署名・捺印)

(4) 児童扶養手当証書(受給者証)の写し

※応募関係書類(添付書類を含む)は返却いたしません。

### 4. 採用人数

2023年度の奨学生は 2名程度を採用します。

### 5. 給与期間・給与額

大学における最短修業年限の4年間を通じて、年額60万円(4年合計240万円)を支給します。

但し、留年、休学及び退学した場合は、そこで奨学金の支給は終了します。

※詳しい内容については、下記お問合せ先までご連絡ください。

〈奨学金に対するお問合せ先〉

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

公益財団法人 公益推進協会 長崎ひとり親家庭奨学金 担当:高野

TEL: 03-5425-4201 / FAX: 03-5405-1814

E-mail: [info@kosuikyo.com](mailto:info@kosuikyo.com)

ホームページ: <https://kosuikyo.com/>

※問い合わせ対応時間は、平日の10時～18時までとします。

■ 支 援 情 報 —————

◆ 面会交流セミナー「面会交流ってなんだろう？」を西彼地区にて開催いたします。

「面会交流」という言葉は聞いたことがあるけど実際のところ何をするの？離婚して離れて暮らすのに何のため面会交流をしないといけないの？など疑問に思われている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回のセミナーでは、お子さんにとって最も良い面会交流について教えていただきます。

【日時】令和4年9月4日（日）13：00～14：30

【会場】時津町東部コミュニティセンター2階会議室

【講師】吉野えみ子氏（元家庭裁判所調査官）

（公社）家庭問題情報センター主任研究員

【定員】15名

【託児】あり ※事前の申し込みが必要です。

【参加方法】会場又はオンライン（ZOOM）

【申込方法】TEL、FAX、申込フォーム

《 申込・問い合わせ先 》

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

TEL：095-813-0800 FAX：095-848-1112

＜受付時間＞平日 10：00～18：00

※事前予約が必要です。

※ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

■ 8 月 ・ 9 月 の 予 定 —————

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

8月18日（木）13：00～16：00（伊藤岳 弁護士）

9月21日（水）13：00～16：00（鷲見賢一 弁護士）

《 事前予約受付中 》

伊藤 岳 弁護士

崎陽合同法律事務所ホームページ

<https://www.kiyougoudou.com/>

鷺見 賢一 弁護士

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスホームページ

<http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

※伊藤弁護士・鷺見弁護士共に長崎県弁護士会所属です。

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

## ■ 編集後記 -----

### ◆長崎のお盆

毎年 8 月 15 日に行われる精霊流しは、初盆を迎えた遺族が故人の霊を弔うため、大小の精霊船を曳きながら街中を練り歩き、極楽浄土へ送り出すという長崎の伝統行事です。

当日は夕暮れ時になると町のあちらこちらから「チャンコンチャンコン」という鐘の音と、「ドーイドーイ」の掛け声、耳をつんざくほどの爆竹の音が鳴り響き、行列は夜遅くまで続きます。

お盆の時期には、あちこちのお墓に提灯が飾られ、久しぶりに集まった家族や親せきが談笑しながら、やびや（ロケット花火）や爆竹、打ち上げ花火、手持ち花火を楽しんでいる風景が見られます。

長崎ではお盆になるとお墓の前で宴会を開いて花火や音火矢を揚げ、冥土（あの世）からご先祖が帰ってくるのを歓迎する風習が江戸時代初期から続いています。